



内閣府

令和3年9月30日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

測量業者に対する監督処分について

内閣府沖縄総合事務局は、有限会社ジオプラン（沖縄県うるま市）に対し、測量法（昭和24年法律第188号）に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号	登録番号	代表者	所在地
有限会社ジオプラン	国土交通大臣登録 (3)-第30737号	島袋 直	沖縄県うるま市

2. 処分内容

測量法第57条第2項の規定に基づく営業の停止

（1）停止を命ずる期間

令和3年10月15日から令和4年4月14日までの6か月

（2）停止を命ずる営業の範囲及び地域

営業の範囲：測量法第10条の2に規定する測量業に関する営業（注）

（注）基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う営業

地域：全国

3. 処分理由

有限会社ジオプランの代表取締役1名と従業員2名（うち1名は当時）は、伊平屋村が平成30年9月18日に入札を執行した「平成30年度伊平屋村不法投棄未然防止強化事業」の入札に際し、村の担当者と共に謀の上、教示を受けた設計金額に基づいて算出した予定価格に近似する価格で入札及び落札し、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのもの公正を害すべき行為を行った。

このことにより代表取締役及び社員2名（うち1名は当時）は令和2年2月26日に那覇地方裁判所から、刑法第六十条（共同正犯）及び同法第96条の6第1項（公契約関係競売入札妨害）の罪により、代表取締役1名は懲役6月、社員2名（うち1名は当時）は懲役1年執行猶予3年の判決を受け、令和2年3月12日に刑が確定した。

上記のことが、測量法第57条第2項第5号に該当すると認められる。

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課

課長 大城 譲

課長補佐 仲宗根 啓子 TEL：098-866-0031 (3155)